

大樹町柏木町分譲地（令和4年度分譲地）売払要領

1 分譲地概要

所在地 広尾郡大樹町柏木町 14 番地 16・17・18・19・20・21
区画数 6区画
分譲価格 別表のとおり

2 設備の概要

上水道 完備（住宅への引込部分は自己負担）
西側の土地（④番⑤番⑥番）は、道路横断引込工事が必要なため、工事費は東側よりも費用負担が大きくなります。
下水道 完備（住宅への引込部分は自己負担）

3 分譲条件

大樹町在住又は居住を希望する個人の方で、土地引渡し後5年以内に自己の居住する住宅を建築し、住まれる方。1世帯1区画の申込みとなります。

4 売買契約の締結及び売買代金の納付

買受人決定後、速やかに土地売買契約を締結する。契約書に必要な費用（収入印紙）は買受人の負担とする。
売買代金については、売買契約締結後、30日以内に全額を納付する。

5 土地の引き渡し日

引渡しが可能となった時点で別途通知する。

6 土地の所有権移転

所有権移転登記については、売買代金納付確認後に町で行う。登記に要する費用（収入印紙）は買受人の負担とする。
所有権移転登記の際には、5年間の買戻し特約登記を付し、土地引渡し後5年以内に自己が居住する住宅を建築しなかった場合は、町が買い戻す。

7 申込方法

申込期間 令和4年11月1日から11月30日まで
申込先 総務課管財契約係
申込方法 別紙申込書による。
大樹町内外を問わず、1世帯1区画とし、不動産業者は対象外とします。
14-16、14-18の土地については、下水道工事完了予定が令和5年2月のため、引渡しは2月以降となりますので、ご了承ください。
※申込み期間が過ぎた場合は、先着順となりますのでご了承ください。

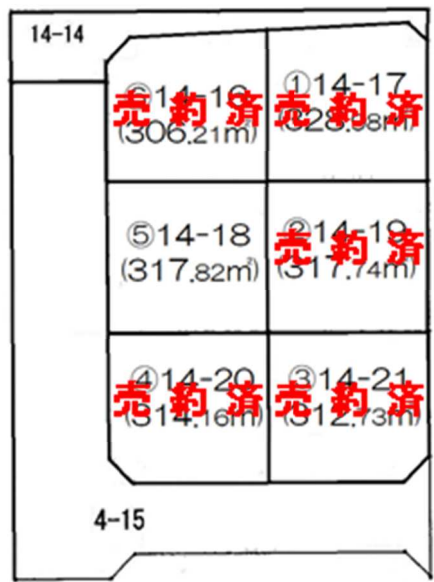
8 問合せ先

大樹町役場 総務課管財契約係 電話：01558-6-2112

■分譲地位置図



■分譲地区画図



■分譲価格

地 番	面 積	分 譲 価 格
①柏木町 14-17 (東)	323.98㎡(98.1坪)	2,943,000円
②柏木町 14-19 (東)	317.74㎡(96.2坪)	2,886,000円
③柏木町 14-21 (東)	312.73㎡(94.7坪)	2,841,000円
④柏木町 14-20 (西)	314.16㎡(95.2坪)	2,656,000円
⑤柏木町 14-18 (西)	317.82㎡(96.3坪)	2,689,000円
⑥柏木町 14-16 (西)	306.21㎡(92.7坪)	2,581,000円